

北海道総合計画（案）への意見

意 見

●SDG s

P35 記載のSDG s 各目標の説明は、アイコンの表記が分かりやすい。例えば、目標 12 は「持続可能な生産消費形態を確保する」との説明だが、アイコンにある「つくる責任 つかう責任」の方が一般的で分かりやすく、アイコンをもっと大きく掲載したい。

P36 の適用欄について疑問がある。例えば、目標 12 は、本計画では適用がない「食」「ゼロカーボン」「ものづくり」「中小企業・商業」「安全・安心」にも深く関わり、他の項目を含めて幅広く適用の見直しを求めたい。

●食

P37 からの「食」に関しては、コロナ禍とロシアのウクライナ侵攻を経て、日本の食料安全保障は大きく揺らぎ、食料自給率の向上は緊急課題となっている。食料基地としての北海道の役割は大きく、その整備・強化は国家的な課題であることから、「政策の方向性」にある「計画的かつ効果的な農業農村整備を推進します」の前に、「国家的な観点からも」を付記し、強調してはどうか。

「消費者と農業者の信頼関係の構築や地域に根ざした食文化を継承・発展させていくことが求められている」「農業・農村への理解増進に取り組む必要があります」との記載があり、支持できるが、本計画には「地産地消」の表記はエネルギー関連しか見当たらず、輸送コストやCO2 の削減に資することと合わせ、消費者と生産者を近づける「地産地消」はキーワードと言える。例えば、P39「食市場の変化やニーズの多様化」の項で、「ブランド力の強化や輸出を含む農産物等の販路拡大」のあとに「地産地消の振興」を追記してはどうか。

食品ロスに関しては、P38 に「道民の野菜の摂取量が少ない食生活や食品ロス削減など食に関する課題があることから」の記載しか見当たらない。日本の食品廃棄物は家庭と外食産業などの事業者で年間 523 万トンに達し、飢餓国に対する国連の食料援助量 480 万トンを上回る。食品ロス削減が、食物資源の有効活用にとどまらず、生産、輸送、加工、流通、廃棄の各段階のCO2 削減にも貢献することを、P40 からの「安全・安心で豊かな食生活の実現」に1 項目追加し言及してはどうか。

P38 の「指標」に掲げる食料自給率（カロリーベース）には、輸入飼料が算定に含まれていようか。自給率 97%とされる鶏卵は、輸入飼料分を除くと自給率は 13%にとどまり、牛乳・乳製品も 62%が実質 27%となる。「実質ベース」を併記した指標にしていきたい。

P40～41 の「農林漁業者など食に関わる関係者のネットワーク強化や食育を進める人材育成など基盤づくりを推進します」の「人材育成」のあとに「消費者と生産者との交流」を追記できないか。前述の「地産地消」で触れたように、「消費者と農業者の信頼関係の構築や地域に根ざした食文化を継承・発展」に資することと考える。

●観光

P42 からの「観光」の「現状・課題と対応方向」に「高度化・多様化する観光ニーズやSDG s、脱炭素といった持続可能な観光の視点を踏まえながら」とあるが、アドベンチャートラベル（AT）などの参加者にとって、SDG s やカーボンニュートラルによる選択は時代の潮流であり、その変化への対応が欠かせないことから、「SDG s、脱炭素といった持続可能な観光への志向の変化に対応しながら」が妥当ではないか。

P43 の「施設機能や効果、懸念される事項への対策等」を示した北海道らしいIR コンセプトの構築など必要な取組を進めます」とあるが、統合型リゾート（IR）はカジノが主体である限り、ギャンブル依存症や多重債務の拡大を懸念せざるを得ず、児童精神科医らの団体も問題点を指摘しており、

本計画への記載は不適當と考える。

●ゼロカーボン

P45 からの「ゼロカーボン」の「現状・課題と対応方向」で「道民一人ひとりのゼロカーボンへの意識を高める」と明記しており、P46 の「政策の方向性」にある「環境への負荷が少ない脱炭素型ライフスタイルやビジネススタイルへの転換」においても、道民一人ひとりが行動変容していく必要性を強調すべきと考える。事業者も「道民」との前提で、「道民一人ひとりが環境負荷の少ない脱炭素型のくらしやビジネススタイルに転換するよう促し、環境教育の充実や環境保全を担う人材の育成などを推進します」が適當ではないか。

●デジタル

P49 からの「デジタル」は、「本道へのデジタル技術の普及は、道民生活や企業の事業活動において、利便性や生産性の向上など、様々なメリットをもたらす可能性を大きく秘めています」と位置付けているが、「政策の方向性」では、事業活動のみの記述となっている。道民生活のデジタル化の推進も言及が必要と考える。高齢者や地方在住者にとって、デジタル化の恩恵は大きいものの、実際には高齢者のスマホ活用率は低く、「誰ひとり取り残さない」との政策課題の達成は危うい。よって「政策の方向性」において、「道民、特に高齢者がデジタル社会の恩恵を享受できるよう普及に努める」または、「道民、特に高齢者がデジタル社会の恩恵を享受できるよう普及に努めるとともに、新たな消費者被害を招かないように教育啓発にあたる」といった一文が必要ではないか。後段の記述はP72 の「命とくらしを守る安全・安心な社会の形成」での言及でも構わない。